

先行許可証の提出に係る申立書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

私、申請者は（特別管理）産業廃棄物処理業の申請にあたり、下記の項目について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第8項または同規則第10条の4第7項（これらを準用する場合を含む。）の適用を受けたいので、適法な先行許可証の写しを添付して申し立てます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

記

省略する書類

- ① 申請者が個人である場合
 - ・住民票の写し
 - ・法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ② 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）
- ③ 申請者が未成年者である場合
 - ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む)の住民票の写し
 - ・法定代理人が法人の場合はその法人の登記事項証明書
 - ・法定代理人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ④ 申請者が法人である場合
 - ・役員の住民票の写し
 - ・役員が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者(以下、「株主」という。)の住民票の写し
 - ・株主が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- ⑤ 申請者に令第6条の10に規定する使用人(以下、「政令使用人」という。)がある場合
 - ・政令使用人の住民票の写し
 - ・政令使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

注

先行許可制度により許可申請をされる場合は、事業計画等審査願に、この申立書と適法な先行許可証の写しを添付してください。

また、本申請時には当該先行許可証を提示してください。

なお、先行許可証の交付以降、役員等の変更があった場合、該当者については誓約書、住民票の写し等の省略はできません。